

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定基準等（案）」に対し、いただいた主なご意見と国土交通省の考え方

いただいたご意見の概要	国土交通省の考え方
○ 特定地域の指定は、営業区域単位ではなく、市町村単位とすべきであると考えます。	○ タクシー事業は営業区域単位の制度となっているため、例えば、国土交通大臣が地域における供給過剰の状況等を参照する際は、営業区域単位で行うことが適切であることなどから、特定地域の指定は営業区域単位としたいと考えます。
○ 営業区域に人口10万人以上の都市を含まない場合であっても、営業区域内の総人口が10万人を超える場合は、指定するべきであると考えます。	○ 特定地域は、供給過剰の進行等によりタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できないおそれがある地域であって、地域の関係者の取組みを中心としてタクシー事業の適正化・活性化を推進することが特に必要な地域ですので、タクシー事業の実態等にかんがみ、10万人以上の都市を含む営業区域を原則として指定したいと考えます。
○ 指定基準の人口要件は廃止又は緩和するべきであると考えます。	○ 上記の理由から、人口要件は原案のとおりとしたいと考えます。
○ 日車実車キロや日車営収については、福祉限定事業者の実績もデータに加えるべきであると考えます。	○ 福祉タクシーについては、一般タクシーの需要供給関係とは異なることから、特定地域の指標に用いるデータからは除外したいと考えます。
○ 法令違反及び事故の要件については、「増加傾向にあること」にすべきであると考えます。	○ 増加傾向にあることを正確に判断するために、前5年間の事故件数又は法令違反の件数が毎年度増加していることとしたいと考えます。
○ 要請があった場合の要件のうち、日車実車キロ及び日車営収の基準は「5%」下回っていることとすべきであると考えます。	○ 特定地域は、供給過剰の進行等によりタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できないおそれがある地域であって、地域の関係者の取組みを中心としてタクシー事業の適正化・活性化を推進することが特に必要な地域ですので、10万人以上の都市を含む営業区域を原則として指定することとしております。

	<p>しかし、供給過剰の進行等がより深刻化しており、かつ、地方公共団体の長から特定地域の指定の要請があった場合は、人口が10万人以下であっても指定することとしたいと考えます。</p> <p>そのため、供給過剰の進行等がより深刻化しているか否かを判断するため、地方公共団体の長の要請があった場合の要件のうち、日車実車キロ及び日車營收の基準は10%以上下回っていることとしたいと考えます。</p>
○ 特定地域の指定の解除の際にも、地方公共団体の長が要請する制度とする必要があると考えます。	○ 法には、地方公共団体の長は特定地域の指定を要請することができることとされていますので、法に則りたいと考えます。
○ 指定基準に該当しない場合であっても、例えば地方運輸局長が必要と認める場合、地方公共団体の長の要請があった場合などは、地域の実情に応じて指定することとすべきであると考えます。	○ 特定地域においては、増車が事前届出から認可になり、新たに規制が強化されますので、その指定は、全国一律の客観的な基準に基づいて判断すべきであると考えます。
○ 日車実車キロや日車營收を平成13年度と比較して指定することとしているが、例えば、 i) 日車營收が地域で最低賃金を保障できる売上げレベルにあるか否か ii) 登録運転者の数と運転者の車両1両あたりの確保率から適正な車両数を換算し、それよりも車両数が多いか少ないか等の経年変化によらない基準で指定するべきであると考えます。	○ 特定地域は、供給過剰の進行等により、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できないおそれがある地域ですので、地域におけるタクシー事業の状況を平成13年度と比較して判断する必要があると考えます。
○ 規制緩和後に車両数が増加しているか否かを基準にするべきであると考えます。	○ 特定地域は法第3条第1項各号に掲げる状況に照らして指定するものですが、そのうち法第3条第1項第1号に掲げる「供給過剰の状況」については、供給面に特化した指標ではなく、需要・供給両方の面を考慮した指標によって判断するべきであると考えます。
○ 特定地域の指定基準に下限割れ運賃を適用している車両の比率を加えるべきであると考え	○ 特定地域は法第3条第1項に基づいて指定するものですので、法に則りたいと考え

<p>えます。</p>	<p>ます。</p>
<p>○ 指定期間は、1年とすべきであると考えます。また、新たな地域指定も1年ごとに行うべきであると考えます。</p>	<p>○ 特定地域の指定期間は、特定地域における協議会の設置、地域計画の作成、特定事業計画の作成及び実施を行うことができる期間でなくてはならず、原則として3年間は適当であると考えます。</p> <p>新たな地域指定については、原則年1回は行うこととしたいと考えます。</p>